

# 合併契約書

財団法人広島市文化財団（以下「甲」という。）と財団法人広島市ひと・まちネットワーク（以下「乙」という。）と財団法人広島勤労者職業福祉センター（以下「丙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲、乙及び丙は、甲を吸収合併存続法人、乙及び丙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続法人

名称 財団法人広島市文化財団

住所 広島市中区加古町4番17号

(2) 吸収合併消滅法人

ア 名称 財団法人広島市ひと・まちネットワーク

住所 広島市中区袋町6番36号

イ 名称 財団法人広島勤労者職業福祉センター

住所 広島市西区商工センター三丁目1番1号

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、平成23年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを変更することができる。

（法人財産の引継ぎ）

第3条 乙及び丙は、平成22年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

（善管注意義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙及び丙が協議の上これを行う。

（職員の処遇）

第5条 甲は、効力発生日において、乙及び丙の職員を甲の職員として引続き雇用する。ただし、勤務年数については、乙及び丙における年数を通算する。

（合併条件の変更等）

第6条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の

事由により、甲、乙又は丙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第7条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲、乙及び丙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ1通を保有する。

平成22年10月7日

甲 広島市中区加古町4番17号

財団法人広島市文化財団

理事長 生田 文雄

①

乙 広島市中区袋町6番36号

財団法人広島市ひと・まちネットワーク

理事長 三宅 吉彦

①

丙 広島市西区商工センター三丁目1番1号

財団法人広島勤労者職業福祉センター

理事長 山本 直行

①